

司法試験委員会会議（第156回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和2年2月26日（水）14:00～14:25

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）佐伯仁志
（委員）畝本直美，大沢陽一郎，太田秀哉，高橋美保，長谷部由起子，村田涉（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
濱克彦人事課長，阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 令和2年司法試験予備試験の出願状況について（報告）
- (2) 令和2年司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (3) 令和元年12月25日及び令和2年1月16日実施に係る幹事会における協議について（協議）
- (4) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 令和2年司法試験予備試験の出願状況について（速報値）

資料2 令和2年司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿

6 議事等

- (1) 令和2年司法試験予備試験の出願状況について（報告）
 - 事務局から，令和2年司法試験予備試験の出願状況について資料1のとおり報告された。
- (2) 令和2年司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
 - 令和2年司法試験予備試験考査委員として，資料2記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (3) 令和元年12月25日及び令和2年1月16日実施に係る幹事会における協議について（協議）
 - 当委員会における協議の結果
前回の当委員会における幹事からの報告内容を踏まえて，改正法施行後の司法試験の実施時期について協議が行われた結果，改正法施行後の司法試験については，7月中旬から下旬までの間の時期に実施することが決定された。
その際，委員から

- ・ 幹事会において、7月中旬から下旬までの間の時期に実施するのが相当とされた趣旨について、まず、司法試験の実施体制の観点からは、実務家の考査委員が採点に関与する現在の採点実施体制を前提とすると、裁判所の夏期休廷期間中に採点を行えることが不可欠となるだろう。自分が考査委員を務めた経験からしても、幹事の意見にあったとおり、遅くとも8月20日頃までに採点を開始できなければ質の高い採点が困難となることから、なるべく早い時期に司法試験を実施することが望ましい

また、法科大学院修了後の受験生と法科大学院在学中の受験生の問題があり、法科大学院在学中の受験生との関係で法科大学院でのカリキュラムへの影響を考えると、司法試験の実施時期はできるだけ遅い方が望ましいという意見がある。その一方で、法科大学院修了後の受験生との関係では、できるだけ早い時期の司法試験実施が望ましい

それらを考慮した上で7月中旬から下旬までの間の時期に実施するのが相当と決まったのだと思うが、この幅の中で関係者それぞれが努力するということも含めての判断であり、7月中旬から下旬までの間の時期での実施は可能であるとの印象を持った

- ・ 幹事会における検討結果の報告を踏まえ、結論として、7月中旬から下旬までの間の時期の実施は相当だと思う

自分が採点に携わった経験からしても、きちんとした質の高い採点が可能となる体制の確保は、司法試験の実施時期を検討するに当たって大事な要素である。かたや、法科大学院における教育の充実も重要な要素であり、こういった様々な観点から検討がなされた上での結論ということで、賛成したい

法科大学院においては、現行の教育課程の見直しをしなければならないが、前回の報告の中で紹介されていた法科大学院協会理事長名の申入書にもあったように、各法科大学院が柔軟なカリキュラムを組みやすい環境を整えるなどの支援を行うことについて、文部科学省において十分考慮されるべきだと思う

- ・ 幹事会において様々な要素を検討し、極めて詳細な意見交換をした上で、7月中旬から下旬までの間の時期に実施するのが相当だという結論が出されており、私もその結論は相当だと考えている

この期間の中で最終的に具体的な時期を決めるに当たっては、現段階での不確定要素として、司法試験の実施に要する期間の見直しと、法科大学院におけるカリキュラムの見直しという要素がある。いずれについても、各関係者において更に検討し、引き続き努力していくことが必要だと思う

- ・ 私も、司法試験の採点の時期及び期間を考えると、7月中旬から下旬までの間の時期に実施するのはやむを得ないと思う

また、法科大学院教育への影響の観点からすると、法科大学院修了後の受験生にとっては、現行の司法試験実施時期である5月よりも遅い時期に受験することになってしまうが、法科大学院在学中の受験生にとっては、5月はまだ前期の授業期間中であり、この時期の実施は困難であることから、実施時期を後ろにせざるを得ない

司法試験の実施体制を考慮しつつ、法科大学院の前期の授業や定期試験等の関係でもそれほど困難がないようなカリキュラムとするためには、7月中旬から下旬までの間の時期以外に司法試験を実施するのでは対応が難しいという感触を持っている。その意味でこの結論に賛成である

- ・ 今までに出た意見に概ね同意である。幹事会からの報告を受け、試験を実施する側、その中でも考査委員にはいろいろな立場の方がいることを再認識しており、それぞれの本務がある中で責任を持って採点等に対応できる時期であることが必要だと思っている。そういった観点を含め、様々な観点から網羅的に議論がなされており、7月中旬から下旬までの間の時期というのは、幹事会において出た意見をきちんと統合した上でのぎりぎりの日程であると認識しているので、その時期でよいのではないかと考えている

法科大学院における教育をいかに担保するかについては、やはり相応の工夫が必要であると思うが、各法科大学院において、文部科学省等の支援の下で、できる限りよい在り方を模索する機会としていただけることを期待している

- ・ 7月中旬から下旬までの間の時期に実施するのが相当という結論については、幹事会において非常に多角的な議論を重ねた上で至ったものであり、この結論でよいと思っている

改正法施行後の司法試験においては、法科大学院修了後に受験する方が一定数、あるいはかなりの数いると理解しており、そういう方への十分な配慮が必要なのではないかと考え、これまでもそのように意見を述べてきた。その観点を踏まえると、司法試験の実施時期は法科大学院修了からできる限り時間をおかない方がいいというのが一般的な理解だと思うので、7月中旬から下旬までの間の時期というのはベターな選択なのではないかと思う

ただ、在学中受験で合格した方にとっては、法科大学院、司法試験、司法修習という流れが無駄なく線をつながる一方で、それ以外の方にとっては、法科大学院修了から司法試験までの期間、司法試験合格から司法修習開始までの期間がそれぞれ空き、途中で線が切れてしまう制度になってしまったことは否めない。ギャップタームの解消という法改正の目的がありながら、修了後受験の方にとっては、むしろギャップタームが拡大してしまうことになる。特に未修者の場合、現在でも、司法試験受験までの時間が3年間では足りないと言われており、改正法施行後に在学中受験をするのはかなり難しいのではないかと思う。法科大学院の設置基準を定めた専門職大学院設置基準は、標準修業年限を3年とし、修了要件を法科大学院に3年以上在学し、93単位以上を修得すること等と定めている。在学中受験資格を導入したことに伴い、制度上避け難いことではあるものの、法改正後の司法試験の実施時期が、既修者の在学中受験者に最適になるよう設定されることとなったのは、設置基準の立て付け上、未修者の3年を基本としていることに照らしていびつに感じる

司法試験の制度設計については法務省で検討されるものであり、司法試験委員会の所掌するところではないが、そもそもの法改正の方向性等について、この司法試験委員会で議論する機会がほとんどなかったのは残念である。今後は、より広く各方面からの意見を聞きながら、丁寧に議論を進めることの重要性を改めて認識すべきと考える

- ・ 私も、幹事会で論ずるべき論点について実に綿密な検討がなされており、出していたいただいた結論で是とすべきだと思っている

その上で、法科大学院、法務省、文部科学省といった関係機関において、今後更に様々な努力していただくということも同感である。ただ、委員から指摘があったように、修了後受験の方にとってはギャップタームが拡大してしまうので、法科大学院に

において今後検討すべき事項としては、法科大学院在学中に司法試験を受験するに当たっての検討が中心になっているように思うが、修了後受験の方に対してどのようなサポートが可能かといったことも今後検討していただきたいと思っているとの意見が述べられた。

(4) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和2年3月25日（水）に開催することが確認された。
(以上)